

平成 30 年 9 月 7 日 招 集

平成 30 年 第 7 回

佐 渡 市 議 会 定 例 会 議 案

佐 渡 市

## 目 次

議案第82号	佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第83号	佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について	4
議案第84号	佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第85号	平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について	22
議案第86号	平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	22
議案第87号	平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第88号	平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第89号	平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第90号	平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第91号	平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第92号	平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	22
議案第93号	平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について	22

議案第82号

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月7日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例（平成16年佐渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号及び第6号中「保安器」の次に「又は光回線終端装置」を加え、同条第7号中「加入者宅」を「HFC方式の伝送路で、加入者宅」に改め、同条第10号中「保安器」の次に「又は光回線終端装置」を加え、同号を同条第11号とし、同条第9号中「保安器」の次に「又は光回線終端装置」を加え、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 光回線終端装置 F T T H方式の伝送路で、加入者宅に設置する器具をいう。

第4条第1項第1号の表中

「

BS波受信点	佐渡市真野新町489番地
	佐渡市羽茂本郷527番地1
CS波受信点	佐渡市真野新町489番地
	佐渡市羽茂本郷527番地1
区域内波真野受信点	佐渡市真野新町489番地
区域内波佐和田受信点	佐渡市河原田本町394番地
区域内波新穂受信点	佐渡市新穂瓜生屋490番地
区域内波羽茂受信点	佐渡市羽茂大石1017番地1地先市道敷
区域内波赤泊受信点	佐渡市徳和2376番地3
区域内波東立島受信点	佐渡市東立島2番地6

」を

「

BS波受信点	佐渡市真野新町489番地
	佐渡市羽茂本郷527番地1
区域内波真野受信点	佐渡市真野新町489番地

区域内波赤泊受信点	佐渡市徳和2376番地3
-----------	--------------

」に

改める。

第11条第1号中「保安器」の次に「又は光回線終端装置」を加え、同条第4号中「以降」を「又は光回線終端装置より宅内側」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、市が設置した電源供給器（光回線終端装置電源部をいう。）は除く。

別表第1及び別表第2中「保安器」の次に「又は光回線終端装置」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（佐渡市緊急情報通信施設設置条例の一部改正）

2 佐渡市緊急情報通信施設設置条例（平成24年佐渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保安器」の次に「等」を、「もの」の次に「及び光回線終端装置（F T T H方式の伝送路で、加入者宅に設置する器具をいう。）」を加え、同条第4号中「保安器」の次に「等」を加える。

第6条第1項第2号中「保安器」の次に「等」を加える。

議案第83号

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月7日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項

が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

- (2) かみ用の製造たばこ

- (3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として法施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費



等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に

0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイ

に定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、法施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第21項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改め、同条第22項中「法附則第15条第45項」を「法附則第15条第44項」に改め、同条第23項中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第46項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 佐渡市税条例の一部を改正する条例(平成27年佐渡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「佐渡市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「佐渡市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中佐渡市税条例第92条を第92条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第93条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第 6 条並びに附則第 4 条から第 6 条までの規定 平成30年10月 1 日
- (2) 第 1 条中佐渡市税条例第24条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例附則第17条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成31年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中佐渡市税条例附則第10条の 2 第21項から第23項までの改正規定及び附則第 3 条の規定 平成31年 4 月 1 日
- (4) 第 2 条の規定 平成31年10月 1 日
- (5) 第 1 条中佐渡市税条例第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成32年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条並びに附則第 7 条及び第 8 条の規定 平成32年10月 1 日
- (7) 第 1 条中佐渡市税条例第24条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の 2 及び第34条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第 2 項の規定 平成 33年 1 月 1 日
- (8) 第 4 条並びに附則第 9 条及び第10条の規定 平成33年10月 1 日
- (9) 第 5 条の規定 平成34年10月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例の規定中個

人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の佐渡市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（佐渡市税条例の一部を改正する条例（平成27年佐渡市条例第44号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐渡市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由



により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税

を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の佐渡市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐渡市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限

	期限	
第98条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たば

この製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の佐渡市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐渡市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項	平成30年改正条例附則第10条第3項の

	の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	納期限
第98条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第84号

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月7日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第8項」に改め、同条第4項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第4項の規定及び第2条の規定による改正後の佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条第3項の規定は、平成30年1月1日から適用する。

- 議案第85号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第86号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について (予算書別紙添付)
- 議案第87号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について (予算書別紙添付)
- 議案第88号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につい  
て (予算書別紙添付)
- 議案第89号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第90号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につい  
て (予算書別紙添付)
- 議案第91号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）に  
ついて (予算書別紙添付)
- 議案第92号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第93号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について  
(予算書別紙添付)



再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

# 議案第 85号

## 《平成30年度 佐渡市一般会計補正予算（第3号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・ 保育所整備事業の経費を計上
- ・ 戦略的観光誘客促進事業に係る債務負担行為を設定
- ・ その他の経費については、人事異動等に伴う人件費の補正を計上するほか、6月補正予算編成後の事由による緊急性等、必要な経費について計上

### 2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	45,311,636
補正額	836,423
累計予算額	46,148,059

### 3. 主な財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	652,882
国・県支出金	29,504
繰入金	△987,627
繰越金	1,098,408
市債	36,536

### 4. 主な補正項目

（単位：千円）

#### ○保育所整備事業【子ども若者課】

補正額：52,489

（事業内容）

- ・ 旧羽茂保育園跡地整備事業 49,519千円  
旧羽茂保育園借地返還に伴う跡地整備工事
- ・ 相川保育園改修事業 2,970千円  
施設老朽化等に伴う改修工事

#### ○戦略的観光誘客促進事業（債務負担行為）【観光振興課】

（事業内容）

- 年度当初よりツアー客の入込が図られる環境を整備するため、島内二次交通の確保や旅行商品の造成を促進するスキームを構築し販売促進を図る
- ・ 期 間：平成30年度～平成31年度
  - ・ 限 度 額：21,966千円
  - ・ 実施事業：①二次交通対策事業 2,845千円  
②通年観光対策事業 16,424千円  
③観光バス対策事業 2,697千円

#### ○病院事業会計費【病院】

補正額：71,196

（事業内容）

- ・ 病院事業会計補助金の増 50,000千円  
診療報酬改定等に伴う収益の減少見込みによる相川病院運転資金分の増
- ・ 病院事業会計出資金の増 21,196千円  
両津病院建設改良費分の増

○財政調整基金積立金【財政課】

補正額：549,205

(事業内容)

・地方財政法第7条の規定に基づき繰越金の二分の一を財政調整基金に積立

議案第86号

《平成30年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の所要額の減額計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	6,355,162
補正額	<u>△2,597</u>
累計予算額	6,352,565

3. 財源内訳	(単位：千円)
県支出金	259
一般会計繰入金	△2,856

4. 補正内容	(単位：千円)
総務費	
一般管理費	△2,597

## 議案第 87 号

### 《平成 30 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上

#### 2 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	747,800
補正額	7,581
累計予算額	755,381

#### 3 財源内訳 （単位：千円）

前年度繰越金の増額	17,781
一般会計繰入金の減額	△3,689
確定賦課による現年度保険料の減額	△6,930
広域連合人件費負担金の増額	403
派遣職員住宅貸付料の増額	16

#### 4 補正内容 （単位：千円）

○総務費	△3,270
・ 一般管理費（人件費）	△3,187
・ 一般管理費	△83
○後期高齢者医療広域連合納付金	
・ 前年度保険料精算金	4,708
○諸支出金	
・ 一般会計繰出金	6,143

## 議案第 88 号

### 《平成 30 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)概要》

#### 1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度精算に伴う精算返還金等を計上

#### 2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	8,576,800
補正額	360,831
累計予算額	8,937,631

#### 3 財源内訳 (単位：千円)

繰入金	20,070
繰越金	340,761

#### 4 補正内容 (単位：千円)

- ・ 人事異動等に伴う人件費 . . . . . 20,070
- ・ 介護給付費準備基金積立金 . . . . . 75,791
- ・ 平成 29 年度事業費精算に伴う国庫負担金等の返還金 . . . . . 221,491
- ・ 平成 29 年度事業費精算に伴う一般会計繰出金 . . . . . 43,479

## 議案第 89 号

### 《平成 30 年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 1. 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額補正を計上
- ・ 一般会計繰出金の増額補正を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	3,463,000
補正額	32,205
累計予算額	3,495,205

3. 財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	△3,522
前年度繰越金	35,727

4. 補正内容	(単位：千円)
○人件費・下水道総務費	
・ 人事異動等に伴う人件費の減額	△1,964
○人件費・下水道建設事業	
・ 人事異動等に伴う人件費の減額	△1,558
○一般会計繰出金	
・ 一般会計繰出金の増額	35,727

## 議案第90号

### 《平成30年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）概要》

#### 1. 補正予算について

- ・ 前年度精算に伴う繰越金の補正を計上
- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額補正を計上
- ・ 前年度精算に伴う一般会計繰出金の補正を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	463,900
補正額	245
累計予算額	464,145

3. 財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	▲2,273
繰越金	2,518

4. 補正内容	(単位：千円)
○特別養護老人ホーム費	
・ 一般管理費（人件費）	▲2,273
・ 一般会計繰出金	2,518



# 議案第91号

## 《平成30年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第1号)概要》

### 1. 補正予算について

- ・ 前年度精算に伴う繰越金の補正を計上
- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額補正を計上
- ・ 前年度精算に伴う一般会計繰出金の補正を計上

### 2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	572,400
補正額	10,806
累計予算額	583,206

### 3. 財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金	▲6,873
繰越金	17,679

### 4. 補正内容

(単位：千円)

#### ○介護老人保健施設費

・ 一般管理費(人件費)	▲6,873
--------------	--------

#### ○諸支出金

・ 一般会計繰出金	17,679
-----------	--------

## 議案第 9 2 号

### 《平成 30 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 1 号）概要》

#### 【平成 30 年度補正予算（第 1 号）（病院事業全体）】

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 両津病院における医療機器及び医事業務用機器の購入について補正増を計上
- ・ 相川病院における運転資金分の一般会計補助金について補正増を計上

#### 収益的収支

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,652,736	0	1,652,736
支出	1,914,484	7,052	1,921,536
収支	△261,748	△7,052	△268,800

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,169,523	0	1,169,523	483,213	0	483,213
支出	1,331,609	23,629	1,355,238	582,875	△16,577	566,298
収支	△162,086	△23,629	△185,715	△99,662	16,577	△83,085

#### 資本的収支

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	117,896	80,042	197,938
支出	26,978	30,042	57,020
収支	90,918	50,000	140,918

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	81,700	30,042	111,742	36,196	50,000	86,196
支出	19,978	30,042	50,020	7,000	0	7,000
収支	61,722	0	61,722	29,196	50,000	79,196

#### 【平成 30 年度補正予算（第 1 号）（両津病院）】

- [補正額] ・ 収益的支出 23,629 千円  
 ・ 資本的収入 30,042 千円 ・ 資本的支出 30,042 千円

- [主な内容] ・ 当初予算算定根拠の人員数より 2 名分の補正増  
 ・ 医療器械及び医事業務用機器の更新についての補正増

#### 【平成 30 年度補正予算（第 1 号）（相川病院）】

- [補正額] ・ 収益的支出 △16,577 千円  
 ・ 資本的収入 50,000 千円

- [主な内容] ・ 当初予算算定根拠の人員数より 2 名分の補正減  
 ・ 運転資金の不足により一般会計補助金の補正増

## 議案第93号

### 《平成30年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）概要》

#### 1. 補正予算について

- 収益的収入      ・ 営業外収益の減額
- 収益的支出      ・ 営業費用の減額
- 資本的支出      ・ 建設改良費の減額

#### 2. 予算規模

収益的収支 (単位：千円)

	収入	補正前の額	2,753,418		支出	補正前の額	2,719,521
		補正額	△735			補正額	△2,166
		累計予算額	2,752,683			累計予算額	2,717,355

資本的収支 (単位：千円)

	収入	補正前の額	1,691,395		支出	補正前の額	2,388,684
		補正額	なし			補正額	△733
		累計予算額	1,691,395			累計予算額	2,387,951

#### 3. 主な財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	△733
---------------------	------

#### 4. 主な補正内容

収益的収入 (単位：千円)

営業外収益	△735
・ 他会計補助金：児童手当に係る一般会計繰入金の減額	△735

収益的支出 (単位：千円)

営業費用	△2,166
・ 原水及び浄水費：人事異動等に伴う人件費の減額	△6,478
・ 配水及び給水費：人事異動等に伴う人件費の増額	621
・ 総係費：人事異動等に伴う人件費の増額	3,691

資本的支出 (単位：千円)

建設改良費	△733
・ 施設改良費：人事異動等に伴う人件費の減額	△733